

ハビトゥスと性別分業

——江原由美子「ジェンダー秩序」をめぐって——

山根 純佳

江原の性支配論は、従来の家父長制理論の限界を踏まえ、ブルデューの再生産論やギデンズの構造化理論を導入することで、性支配をめぐる新たな理論を提示した重要な著作である。しかし、江原の「ハビトゥス」や「実践」概念は、性支配の再生産メカニズムを説明するのに十分なものではない。江原は、性別分業体制がうみだしたジェンダー・ハビトゥスにもとづく実践が、「社会的地位の格差」を再生産するとし、また「実践」を構造化する規則を、「場」の規則ではなく、「言語的諸規則」に求める。こうした江原の理論では、ジェンダー化されたハビトゥスがなくとも、〈職場〉における「資源」の配分状況（場の規則）によって、性支配が再生産されるメカニズムについて論じることができない。本稿では、「実践」を規定する要因として、ハビトゥスだけではなく、資源の不平等な配分など社会的地位の男女間の格差に注目する必要性を考察する。

1 はじめに

家父長制とは何か。これを言語化することは、さまざまなフェミニズムの共通課題である。しかしこの問いは同時に、フェミニズムにとってもっとも難しい問いであり、近年では論争はおろか、言及されることも少なくなってきた。何より家父長制について論じようとするれば、必然的に「権力とは何か」「制度とは何か」という問題に直面せざるをえない。社会科学全般が共有するこれらの課題に対する有効な答えは、残念ながらフェミニズムにおいて出されていない。

一方で、「ジェンダー」概念は、社会構築主義の席卷とともに、「性差に関する知」という意味で広く受け入れられており、親しまれた便利な用語として流布している。また、「ジェンダーは権力関係を表す第一義的方法である」

(Scott1999 = 2004: 107) というように、ジェンダー概念自体に「権力」が含まれていると主張される。しかし、なぜ差異化が権力関係といえるのか、理論的な定義は明確ではない。

こうしたなか、江原由美子の『ジェンダー秩序』(2001) は、ブルデューやギデンズの「構造」と「実践」の概念をとり入れることで、ジェンダーの構築と、「権力」や「制度」についてもっとも雄弁に論じた著作であるといえる。江原は「権力」や「制度」を以下のように定義している。権力とは『『主体』が行う社会的行為に関して他者の裁可・受容・協力などを得ることができる能力』『社会的行為能力』(江原 2001: ii) であり、制度とは『『社会的カテゴリー』と『活動』と『社会的場面』を結びつけるパターン』(江原 2001: 386) のことである。

江原の理論は、フェミニズムにおいて手つかずのままであった問いに対して果敢に応えたも

のであり、フェミニズムにおいて重要な意義をもっていると考えられる。一方で、江原の理論が十分に答えきれていない点はどこなのか、といった点を検討する作業は未着手のままである。本稿では、これまでのフェミニズムにおける家父長制論との関係から、江原の性支配論の到達点と課題を考察していきたい。

2 家父長制から性支配へ——権力概念の転換

本節ではまず、江原の性支配論を、家父長制をめぐる議論の延長線上に位置づけることで、フェミニズム理論における江原の性支配論の意義を確認してみたい。

江原の議論の特徴は「家父長制」ではなく「性支配」という概念で男女の権力関係を説明しようという視点にある。これは『装置としての性支配』（江原 1995）から、引き継がれたものであるが、江原は『ジェンダー秩序』の冒頭でも、「性支配」についてこのように述べている。「ジェンダー秩序」とは、『男らしさ』『女らしさ』という意味でのジェンダーと、男女間の権力関係である『性支配』を、同時に産出していく社会的実践のパターン」（江原 2001: 1）〔強調は山根〕のことである。

一方で江原は、本書の最後では「女性たちが『家父長制』と呼んできたものは、相互行為水準においても、どの社会的場面における『ジェンダー体制』においても、観念図式においても、見出しうるこうした『性支配』を、意味しているのではないかと思う」（江原 2001: 391）と、自らのいう「性支配」とは、「家父長制」のことであると述べている。

ではなぜ、性支配を説明するのに、「家父長制」ではなく「ジェンダー秩序」もしくは「性支配」概念を用いたのだろうか。江原はこう述

べる。

「家父長制」という概念はしばしばあまりにも短絡的に、個々の社会成員の動機に結びつけられて理解されてきた。そうした短絡的理解が「家父長制」という概念による社会の記述を、受け入れにくくしてきたのだと思う（江原 2001: 391）。

このように江原は「家父長制」という言葉を使わないのは、家父長制が社会成員、男性の動機に結びつけられてきたからだとする。これは「権力や支配」を『強制』とは独立に概念化」（江原 2001: 91）するという江原の議論ともかかわってくる。ここでは、江原のいう強制や動機と結びついた権力概念を、「個人 A の意志や利害に反する個人 B の行為選択」という意味の、「個人主義的権力」（盛山 2000）と呼ぼう。江原はこの個人主義的権力に依拠することなく、権力を定義したいとする自らの企図をこのように表現している。

個人の内面に支配—被支配というパーソナリティ傾向や意思が存在しなくとも、行為の社会的条件の中に「支配」を結果的に産出してしまふような条件というイメージ、しかもその条件が「性支配」にとって外在的な条件ではなく、「性支配」そのものによって産出される条件であるというイメージを示している。（江原 1995: 16）

個人の動機にもとづいた行為ではない、つまり半意識的な行為の繰り返しが、権力関係、性支配を生み出している。こうした権力観への転換のために、江原は「性支配」という言葉で理論を構築しているといえよう。

では江原が乗り越えようとした家父長制概念とはどのようなものだろうか。ここではフェミニズムの家父長制をめぐる議論を江原の問題意識と関係する限りにおいてとりあげてみたい。

フェミニズムにおける家父長制論の嚆矢として有名なのが、ラディカル・フェミニスト、ケイト・ミレットの議論である (Millet 1970)。ミレットは、ウェーバーの支配概念に依拠して家父長制を、男女の支配と従属の関係に適用し、男女関係を権力関係としてとらえる視角を提示した。ラディカル・フェミニズムの議論は、男女関係を支配関係としてとらえるという視点そのものを提示した点でインパクトはあったが、「家父長制とは具体的にどのような制度なのか」という問いを探求するにはいたらなかった。

一方で、家父長制を資本制とは異なる、男性による女性支配のシステムとして定義した後期マルクス主義フェミニズムは、こうしたラディカル・フェミニズムの家父長制概念を取り入れ、家父長制の中身を具体的に概念化しようと試みた。二元論者として有名なナタリー・ソコロフは家父長制を、「男が女の労働とセクシュアリティから得る物質的およびイデオロギー的な利益をめぐる、あるいはそれを通して組織されている、より広範な社会的諸関係」(Sokoloff 1988=1994: 111-2)であるとす。ソコロフは、家父長制は男性の「利益」をめぐる、組織されているととらえている。また、労働市場における家父長制に注目したハイジ・ハートマンは、家父長制に「男性の連帯」という要件を入れている。

家父長制は、物質的基盤を有する一連の男性間の社会関係であり、ヒエラルキー的に組織されているが、男性に女性を支配することを可能とする男性間の相互依存と連

帯を確立またはつくりだす社会関係である。(Hartmann 1979=1991: 48)

ハートマンの議論では、この家父長制の定義は以下のような歴史的説明によって、論証されている。ハートマンは女性に家事労働をわりあてる性別分業の成立の契機として19世紀の欧米での家族賃金の誕生をとりあげ、男性稼ぎ手モデルを推進した家族賃金成立の過程を、労働者階級の男性が、自らの利益のために女性を排除していく過程として記述する。男性労働者は、男性に家族を養うに充分な額の賃金を支払うよう要求し、女性や子どもを、「労働組合からも労働力からも追いつきそうとした」(Hartmann 1979=1991: 56)。つまり、女性を低賃金の職につかせることで「女性の男性への経済的依存を確立させ」、「女性に主婦業をキャリアとして選ぶ」(Hartmann 1979=1991: 57)ことを促したとする。この説明では性別分業は、男性の支配への動機にもとづいた権力行使の結果ということになる。

こうした家父長制の歴史的説明に対して、フェミニストの批判もある¹。ジェイン・ルイスは、男性稼ぎ手家族モデルは、男性だけではなく、労働者階級の男女に共有されていた理想であり、男女双方が支持したものだと分析する(Lewis 1985: 111-2)。男性支配の原因を男性の自己利益にもとづく行為のみによって説明する家父長制論は、経験的な反証を受けている²。

このように、家父長制とは「男女間で権力が不均衡に分配されている制度」であるというのはフェミニズムの共通認識である。争われているのは、家父長制の背後に男性の支配への動機や権力の行使を想定するのかどうか、という点である。逆にいえば、女性の利益に反する男性の行為選択という権力がなくとも、権力関係や

性支配はあるのではないか。こうした考え方が、家父長制をめぐる議論において繰り返し指摘されてきた。

しかし一方で、家父長制もとの男女関係を、権力行使が全くない関係ととらえることも不自然である。権力が不均衡に分配されているということは、実際に権力関係である、権力が行使されている、それによって家父長制が再生産されているのではないか。これは「制度」を、法や経済的な制度を指すのか、行為を条件づけている慣習としてとらえるのかという問題とも関わってくる。さらに、相互行為における権力（の行使）と、社会全体における男性支配（不均等な権力の分配）の関係をどのようにとらえるのか、ミクロ-マクロリンクの問題ともとらえられる。

このような視点から、個人主義的な権力概念と結びついた家父長制ではなく、「性支配」という概念によって、男女間の権力関係を論じよう、という江原の企図は、フェミニズム理論において重要な意義をもっているといえよう。従来の家父長制論が歴史的条件のもとの権力関係を記述することで、「家父長制とはこのようなものだ」と説明してきたのに対し、江原の試みは、「どのようにして性支配が維持されているのか」そのメカニズムを「理論モデル」（江原 2001: 1）として、構築しようというものであり、性支配の論じ方において大きな転換をはかられている。では、江原の性支配論は具体的にどのようなものなのか。江原は『ジェンダー秩序』の前半で理論を構築し、後半では実証的なデータを用いて理論の妥当性を裏付けるという作業をおこなっている。以下では理論モデルを提示している第4章までの分析を中心に、検討していきたい。

3 江原流「構造モデル」の到達点と課題

江原はまず議論の出発点として「ジェンダーが権力を内包している」という仮説をたて、このことを論証するために、構造主義やポスト構造主義の流れと、言語行為理論・エスノメソドロロジーの流れを説明したうえで、それらの性支配論における貢献を以下のようにまとめる。「二つの言説分析の視角からする『ジェンダーの社会的構築』の論はいずれも、（1）言説が『女』『男』に関わるアイデンティティ、すなわち『女とは何か』『何が望ましい女の生き方か』などのイメージを作り出すということ、（2）言説が言説内において男女に異なる『権利と義務』を課すということ」（江原 2001: 48）に、「ジェンダーの社会的構築」を見出している。江原によれば、われわれが性別カテゴリーを使用しつづけるのは、諸言説や社会通念によって、そうした実践を行うように促されているからであり、ジェンダーの構築とは、「権力現象」「支配」である（江原 2001: 60）。

ここまでのジェンダーの構築と権力をめぐる議論は目新しいものではない。江原の理論の核心は、ブルデューやギデنزの「実践」と「構造」概念を取り入れることで、ジェンダーと性支配を「構造」としてとらえる視角を提示したことにある。

江原によれば、ギデنزの「構造の二重性」とは、「社会システムの構造特性は社会システムを構成する実践の媒体とともに帰結」（Giddens 1979=1989: 75）であることを指し、この「構造の二重性の定理」とは、第一に主体的行為（実践）と構造（構造特性）の関連性、第二に「社会システムと構造特性と（構造特性の一つである規則に基づく）行為あるいは（状況づけられた）実践」との関連性の二つを含ん

でいる（江原 2001: 66-70）。

一方、ブルデューは「構造」が維持される＝再生産されるメカニズムを、「ハビトゥス」概念に依拠して説明した。江原によれば「ハビトゥス」とは、「持続性をもち移調が可能な心的諸傾向のシステムであり、構造化する構造として、つまり実践と表象の産出・組織の原理として機能する素性をもった構造化された構造」（Bourdieu 1980=1988: 83）であり、「人々の『実践』は『構造』によって『構造化された』ハビトゥスによって基礎づけられている」（江原 2001: 74）。

江原はこれらの議論に依拠して、ジェンダーにかかわるハビトゥスや構造特性をとりあげ、ジェンダー（の構築）と性支配を、社会的相互行為の中にかかなりの頻度で繰り返し現出する社会関係＝「構造」（江原 2001: 65）として位置づけようと試みる。

さらに江原は構造化理論は、「相互行為水準」と「社会的地位水準」の権力と性支配を以下のように説明するものだとする。構造化理論にもとづけば「実践」とは、広義には、「他者のふ

るまいあるいはその成果を他者の『心』に関連づけて解釈する解釈実践」（江原 2001: 100）、狭義には「自己の実践によってなうることが、他者の実践に依存しているような実践」（江原 2001: 102）のことである。つまり、相互行為水準における「権力」とは、「自己が目的とする事態に向けて、他者の実践を積極的契機として動員しうる力」（江原 2001: 106）であり、「支配」とは、この相互に権力を行使しあう関係において、行為者の間で「権力を行使」しうる度合いに著しい相違があるような社会関係のことを指す³。

他方、社会的地位水準における性支配とは、「男女の異なるハビトゥスに基づく社会的諸実践が、社会の多様な『序列化競争』において、男女に確率的に異なる達成—成就の状態、すなわち社会的地位の格差をもたらしている状態」（江原 2001:115-6）を指す。

さて、以上の理論的枠組みによって江原は何をしようとしているのか。江原の性支配論と、江原が乗り越えようとしている家父長制論との違いを以下のように整理してみたい（表1）。

表1 江原による家父長制論と性支配論の違い

	江原が批判する家父長制論	江原の性支配論
性支配の説明の仕方	歴史的（実証的）説明	形式的説明（モデル）
権力の方向	一方的	双方向的
権力の定義	相手の行為の制限・強制	行為の実効範囲の非対称性
権力の源（みなもと）	男性 / 男性支配の制度	男女のハビトゥス・構造
構造	（主体と区別）	実践を規定 実践に規定
ジェンダー（の意味）	性差（カテゴリー還元主義） ⁴	カテゴリーの構築
性支配からの解放	権力構造の撤廃	日常行為からの改変

こうした権力概念の転換は、ギデンズやブルデューの構造化理論がなければ不可能であっただろう。また、主体と構造の二元論から脱却し、行為体や行為主体という概念に依拠した性支配の理論への転換は、「行為体 agency」に注目するポスト構造主義ジェンダー論の流れとも符号する (Butler 1997)。

しかし一方で江原は、ギデンズやブルデューの議論がもつ欠点にも言及している。江原によればギデンズの議論では、「構造」が経験的に何であるかについて把握が困難でありマジック・ターム化しており、構造特性還元論にならざるをえない (江原 2001: 77)。他方ブルデューはハビトゥスを「構造によって構造化された持続的な心的諸傾向」と把握してしまうため、ハビトゥスを「行為者の生涯においてあまり変化しないものとして把握する危険性がある」(江原 2001: 77)。そのうえで江原は、ギデンズの議論の欠点に関しては、構造の内容を特定化することで乗り越えようとしている。一方でハビトゥス概念の問題点に関してはそれ以後触れず、むしろ積極的に自らの理論に組み込んでいく。江原のハビトゥス概念の受容は、性支配論を説得力のあるものにしていくのだろうか。このことが本稿の第一の問いである。

本稿でとりあげたい第二の問題は、江原の議論の「実践」や権力の概念である。江原は、ギデンズが権力を、「規則」「資源」の二つに基づくものとして定義したことに言及し、そのうえで自分は「資源」という概念をたてることなく、「権力」を「他者を動員する力」と定義したいとする (江原 2001: 107)。これは江原がジェンダー化された「ハビトゥス」そのものに権力関係が含まれていると考えているからであろう。しかしギデンズだけではなく、ブルデューも、「実践 pratique」=「[(ハビトゥス)×(資本)]

+ 場 (champ)」(Bourdieu 1979=1990: 159)として定義している。はたして「資源」や「資本」という概念をたてることなく、「実践」における「権力」を説明するという江原の議論は、性支配の説明として成功しているのだろうか。

以上の論点は、江原が自ら提示している性支配論の以下のような要件にもかかわってくる (江原 2001: iii~iv)。

- (1) 法規範上の平等に還元しない
- (2) 個人が「男性」「女性」に「ジェンダー化」される過程をも論じる
- (3) 「ジェンダー化された主体」の選択能力を否定しない
- (4) それにも関わらず「ジェンダー化された」「男性」「女性」が、選択しうる選択肢の範囲の相違を論じられるような具体性を持っている
- (5) 「ジェンダー化された主体」が状況の中で有利に行動しようとする選択自体が、行為の条件を再生産するような「性支配」の構造化性を記述しうる
- (6) 「支配」の歴史的起源論ではない

以上の要件のうち本書の記述で重点が置かれているのは、(2)~(5)であるが、(2)と(5)に関してはハビトゥスや構造の二重性という概念の導入によってクリアできていると考えられる。しかし(3)に関しては、江原は結論部で「補足が必要だ」とし、『ジェンダー秩序』とは、社会成員を拘束する法則 (江原 2001: 392)ではないので、私の議論では選択能力が担保されている、という控えめな言い方をしている。

だが注意したいのは、江原は当初、(2)や(3)の要件を置く理由として、「変革可能性」を担保したいからだと述べていたことだ。江原によ

れば『女』『男』という性別が、あらゆる社会的条件に先立って存在すると考えることは、性別の変容可能性を否定してしまう」（江原 1995: 18）、また『性別化』により個人が選択能力を喪失すると仮定することは、現実の社会の変革可能性を否定すること」（江原 1995: 18）になる。こう述べていた。

しかしはたして「行為者の生涯においてあまり変化しないものとして把握する危険性がある」ブルデューのハビトゥス概念を用いながら、変革可能性を担保する「ジェンダー化された主体」の選択能力を論じることはできているのだろうか⁵。つまり性支配の「再生産」のメカニズムを記述しながら、「変革可能性」を担保する理論構成をつくることに成功しているのか、検討する必要がある。これが本稿の第3の論点である。

以下では江原の「ハビトゥス」概念（4節）、「実践」と規則の概念（5節）について検討しながら、この第3の論点についても考えてみたい。

4 ハビトゥス概念の位置づけ

4-1 ジェンダー秩序とハビトゥス

ハビトゥス概念は、江原の性支配論において、どのように位置づけられているのだろうか。江原は、第4章で『性別に関わる構造特性およびあるいはそれに基づく規則的な社会的諸実践』、あるいは『ハビトゥス』（江原 2001: 116）を、具体的に特定している。この「構造特性」が表題でもある「ジェンダー秩序」である。

江原の「ジェンダー秩序」概念は、ロバート・コンネルの議論に依拠している（Connell 1989=1993）。コンネルは、「特定の制度に関わる構造構成」としての「ジェンダー体制」と、「男女間の権力関係の歴史的に構成されたパタ

ーン」「全体社会の構造構成を意味する構造モデル」である「ジェンダー秩序」を区別して定義した（Connell 1987=1993: 160-1）。江原はこのコンネルの「ジェンダー秩序」は「ハビトゥス」概念に該当するとし、「〈家族〉〈職場〉〈学校〉〈諸制度〉〈儀式〉〈メディア〉〈社会的活動〉」といった「ジェンダー体制」を構造化する、「性別に関わる社会の構造特性、あるいはそれに基づく社会的実践の規則的パターン」（江原 2001: 116）を「ジェンダー秩序」として定義する⁶。

コンネルは「ジェンダー秩序」の主要構造として、「性別分業」、権威と男らしさを結びつける「権力構造」、欲望の社会的パターンである「カセクス構造」の3つを挙げたが、江原はこれを批判的に検討したうえで、ジェンダー秩序を「性別分業」と「異性愛」に集約する⁷。具体的には、「性別分業」とは「男は活動の主体、女は他者の活動を手助けする存在」（江原 2001: 128）とみなすパターンのことであり、「異性愛」とは、男に「性的欲望の主体」、女に「性的欲望の対象」を結びつけるパターンであるとする。そして江原によれば、この「性別分業」「異性愛」というジェンダー秩序は相互行為水準、社会的地位水準、二つの性支配を表している。

まず、相互行為水準。ジェンダー秩序において、女という性は「他者の必要や欲求を実現する活動」を行うことと結びついているのだから、『男』というカテゴリーを与えられた行為者は『女』を「自分の目的とする事態の実現に向けて、動員できる」確率が高くなる（江原 2001: 130）。

さらにジェンダー秩序はハビトゥスを形成し、「社会的地位」の格差を再生産する（江原 2001: 134）。女性性は性別分業というジェンダー秩序にそった社会的実践を繰り返すことによ

て「より他者の必要や欲求に対して注意を向ける」(江原 2001: 134) ハビトゥスを形成する。そして、このハビトゥスは、職業的地位など社会的地位の獲得競争において、男性に高い利得をもたらす。女性は「家族成員にとっての経済的成本を男性よりもより大きなコストとして評価する」ので、(男性よりも)「教育や訓練を受けるという判断を下しにくい」(江原 2001: 137)。また異性愛のパターンは、「女性自身に自らを『性的対象』として知覚し評価する心的諸傾向を生み出すことになる」ので、結果として、「女性は性的対象としての魅力によって『異性』を勝ち得ることに、高い評価を与えがちになり、『職業上の達成』に対して相対的に低い評価をあたえること」(江原 2001:151-2)になる。そして、この社会的地位の水準における格差は、象徴闘争に投資できる象徴資本の格差をうみだす(江原 2001: 154)。

さて、以上の議論を、江原が立てている小見出しに沿って整理すると、以下のようにまとめることができる。(括弧内はページ数)

- A) ジェンダー秩序はジェンダー体制を構造化する(「性別分業」(126))
- B) ジェンダー秩序はハビトゥスを形成する(「ハビトゥスの形成」(134))
- C) ハビトゥスが社会的地位水準の格差を生産する(「社会的地位の獲得競争におけるハビトゥスの効果」(136))
- D) 社会的地位水準における格差は、象徴資本の格差をうみだす(「社会的地位の水準における『支配』と象徴闘争」(138))

しかしこのような整理をへても読者にはわか

らない点が多い。たとえば「構造特性」として「ジェンダー秩序」と「ハビトゥス」は同義とされているが、Cではジェンダー秩序ではなく、ハビトゥスのみを社会的地位の格差に結びつけているのはなぜなのか。江原自身、本書の後半で実証的なデータを用いて現代日本のジェンダー体制を説明する際には、「ジェンダー体制」を「社会的地位水準の格差」の具体化した制度ととらえており⁸、「〈家庭〉や〈職場〉の『ジェンダー体制』が、男女の学歴や専門分野や学業上の達成の相違を産出する」(江原 2001: 235)、と説明している。ここでは社会的地位水準の格差の説明要因として、ハビトゥスは必要とされていないのだ。

4-2 ハビトゥスと社会的地位の格差

ハビトゥスが社会的地位水準の格差を生み出している、という説明図式は、他のフェミニズムの実証研究の知見とも齟齬をきたす。労働をめぐるフェミニズム研究が明らかにしてきたのは、女性のハビトゥスが職場における男女間の社会的地位の格差をつくりだしてきたのではない、ということである。大沢真理によれば、「若年退社」は「出産・育児を中心とする彼女たちの『家庭責任』によって規定されており、企業の側が操作しがたい、あるいは操作すべきでない『与件』」などではなく、「企業による『たえがたい』職務の割り当てと、労働組合による彼女たちの要求の無視をつうじて、生み出されている」(大沢 1993: 107)。つまり、女性のハビトゥス(労働への意欲)が若年退社を生みだしているのではなく、〈職場〉のジェンダー分離された職務の割り当てが、「実践」を条件づけ、若年退社を生みだしている。大沢の議論を江原の概念で置き換えれば、「ジェンダー秩序」は、職場の「ジェンダー体制」における男女間の「社

会的地位水準の格差」によって再生産されているということになる。

それに対し江原は、性別分業というジェンダー秩序によって「他者が要求に応える」という「利他的なハビトゥス」が女性に形成されているとし、それが社会的地位水準の格差をうみだしているとする。

自己と他者に対する注意配分において、他者に対する注意配分が大きい者は、他者の欲求や必要をより強く知覚し……そうでない者よりも、「自分が望むこと」よりも「他者が自分にしてほしいと望むこと」をより多く選択しがちになる。……このような選択は、様々な場面において繰り返し現れる。(江原 2001: 135)

しかし女性の「利他的ハビトゥス」が、職業や学問の達成の格差を生み出しているとする江原の論証には苦しいものがある。たとえば、女性が進学しないという決定をするのは、女性は「家族成員にとっての経済的コストを男性よりもより大きなコストとして評価する」ので、(男性よりも)「教育や訓練を受けるという判断を下しにくい」(江原 2001: 137) と江原は説明する。しかしこれは、女性は結婚するので男性のように働く必要がないので進学する努力は無駄である、という判断、現在の投資に対する将来の見返りを予測した自己の利益計算の結果の決断として解釈することもできる⁹。

もちろんジェンダーにもとづく実践を論じる際にハビトゥス概念が有効なことは確かである。江原が述べるように異性愛をめぐっては「男性＝欲望の主体」「女性＝性的客体」という身体化されたハビトゥスがあるだろう。また、家族内において育児に従事している人間がそうで

ない人間より「他者の要求に注意を向けるハビトゥス」をもっていることも確かであろう。しかしこうしたジェンダー化されたハビトゥスが、進学の有無や、職業における地位の格差をうみだしている、という説明には限定が必要である。特に、「女性の賃金が男性の賃金より安い」「男性が昇進しやすい」などの「ジェンダー体制」における格差によって、性別分業(ジェンダー秩序)が再生産されているという説明との関係において、江原の理論は慎重に検討され直す必要がある。何より江原の理論では、「ハビトゥス」と「実践」の関係は強調されているが、所与の「社会的地位水準の格差」が「実践」をどのように規定しているのか、明確にされていない。このことは後でみる江原の「実践」(権力)をめぐる議論の問題点ともかかわってくる。

4-3 「場」とハビトゥス

はたして「男は活動の主体」「女は他者の活動を手助けする存在」という性別分業のもとで「他者の欲求や必要に注意を向けるというハビトゥス」が形成される、という議論は、ジェンダー・ハビトゥス¹⁰の特定化として適切なのだろうか。

江原は、〈学校〉〈職場〉〈家庭〉など各「ジェンダー体制」における共通性＝「ジェンダー秩序」のパターンを見出すことで、あえて一枚岩的で文化本質主義的なハビトゥス概念を提示している。いうまでもなく、江原の構造モデルが変革可能性を論じることができない大きな理由は、この一枚岩的なハビトゥス概念にある¹¹。

そもそも江原は「ジェンダー体制」の共通性を見出すことに成功しているのだろうか。江原の議論では、女性を「他者の必要・欲求を満たす活動」に割り当てる性別分業と「ハビトゥス」は、多くの部分〈家庭〉の記述から演繹されて

おり（江原 2001: 129）、他の「ジェンダー体制」にそのまま応用するのは無理があると考えられる。たとえば社会化の過程である〈学校〉においてはどのようなだろうか。

教育社会学の知見によれば、日本の戦後の学校教育では、女子生徒に「(男女) 平等」と「性役割」という二つの矛盾したメッセージを送るため、女子生徒の反応は、「不安定な状況」に置かれている。「男と対等がんばる『男まさりの優等生』」、女らしさを保ちつつがんばる「しとやかな優等生」、「男と競争しない『ふつうの女の子』」、学校に反抗する「問題女生徒」、など4つのタイプに分類できるという（木村 1990; 亀田 1993:122-3）。

ただしこうした反応の違いは、必ずしも個人間のタイプとして分かれているととらえる必要はなく、個人内で矛盾や葛藤を抱えているという解釈も可能である。〈職場〉においても同じことがいえるかもしれない。男性社員と同様に努力することを期待されながら、他方で男性社員と異なる役割を期待されるという矛盾するメッセージのもとで女性社員は葛藤している。もちろん〈学校〉と〈職場〉の違いもあるだろう。いずれにせよ、〈家庭〉〈職場〉といった各「ジェンダー体制」の「規則」の違いは大きい。

この点を、ブルデューの議論との関連で考えてみよう。江原の「ジェンダー体制」とは、ブルデューの議論では「ある共通項をもった行為者の集合、およびそれに付随する諸要素（組織、価値体系、規則など）によって構成される社会的圏域」（Bourdieu 1979=1990: vi）としての「場」概念に相当する。ブルデューによれば社会的世界とはそれぞれ固有の論理をもつ経済、政治、法などの「場」によって構成されており、ハビトゥスとは、ある「場」との関係の中で獲得された性向のシステムである（Bourdieu

1987=1991）。

このことから、ブルデュー理論を批判的に継承するフェミニストは、行為者が参加する「場」が変わり、主体のシステム（ハビトゥス）と客観的システム（場）が一致しなくなるときを、変動の契機として論じている。マクネイは、女性が私的領域から公的「場」に参入することでジェンダーへの批判的反省性がでてくるとする（McNay 1999: 110）。たとえば、子育て後の女性が伝統的には女性的でない（non-feminine）労働への場に参加することで、女性は従来の家庭での「ハビトゥス」と職場という「場」の要求の不一致を経験し、そのことによって従来のジェンダー規範、慣習を批判的に反省するようになる（McNay 1999: 110）。こうした「場」と「ハビトゥス」の関係のとらえ方では、ハビトゥスは、完全には変更されることもないが、行為者が従来の女らしさに対して距離をとるなどの可能性も想定できる。子育て後に働きはじめた女性が、職場の論理に躊躇しながらも次第にワーカホリックになっていくように。もちろん、職場においても新たなジェンダー（女らしさ）が生成されていることも確かであるが（Adkin 2005）、〈学校〉〈家庭〉〈職場〉などそれぞれの「場」におけるハビトゥスの相違に注目することで、一枚岩的なジェンダー・ハビトゥス概念を乗り越えることができ、ハビトゥスの変容可能性についても論じることができるだろう¹²。

しかし、はたして新しい「場」への参入だけが、既存のジェンダー規範への批判を生み出すのだろうか。上述の「問題女生徒」や、企業側の職務の割り当てに抵抗するような行為主体の実践など、「場」のなかから生まれてくるような抵抗についてはどのように説明できるだろうか。この点に関してジュディス・バトラーは、ブルデューのハビトゥス概念の限界について、

以下のように述べている。バトラーによればブルデューの議論では「ハビトゥス」が「場」に適合しなければならぬと想定されており、ブルデューの「行為者は、必要性の美德、すなわちいずれ否定されるものを拒否し、不可避なものを受け入れるように向ける秩序に従属しており、よってもっともありそうにない実践は、思考不可能なものとして排除されている」(Bourdieu 1980=1988: 85 [訳は山根])。その意味でブルデューの議論は、アルチュセールのイデオロギーへの主体化／従属の議論に近づいている (Butler 1999: 117)。バトラーによれば、「規範は [行為者に] 完全に取り込まれる incorporeal」(Butler 1999: 118) のではなく、規範の不完全な取り込みが、抵抗の拠点となる。

ブルデューのハビトゥス概念に依拠した江原の議論が、行為者の選択能力を理論に適切に位置づけることができなかつた理由はここにある。江原の議論では、行為者は「ジェンダー体制」に沿ってジェンダー化されてしまっており、「ジェンダー秩序」に従った実践に対する行為者の「躊躇」や「違和感」は議論から排除されている。はたして、行為者は「場」の規則に従ってジェンダー化されてしまっているのか。こうした点からブルデューのハビトゥス概念の再検討が江原の議論には必要だったといえる。

ではなぜ行為者がジェンダー規範に対する批判的反省性をもっていたり、抵抗をおこなっていても、性支配が維持されるのか。江原は本書の後半では、理論部分での説明を翻し、社会的地位水準の格差をもたらすものとして、すでにある職場の「性差別」について強調している。

女性自身が育児専門家として自分を選択していくことこそが、職場における性差別と家庭における性別分業を生み出す最大原因である

ことは明らかである。すなわち女性は、育児専門家として自分を選択するように、職場の性差別および（家庭内の性別分業に基づいて形成されてきたと思われる）感情によって促されるのであるが、そうした選択自体が、職場の性差別と家庭内の性別分業を再生産するのである。(江原 2001: 376) [強調は山根]

しかしこのアイデアは、性支配の「理論モデル」には適切に位置づけられていない。それが、江原の言語還元的な「規則」の解釈にもあらわれている。つづいて「実践」と「規則」をめぐる江原の議論の問題点について検討したい。

5 実践と規則

5-1 「言語的諸規則」と実践

第4章の後半で江原は「性別分業」や「異性愛」という「規則的な社会的諸実践」が産出されつづける理由を、「『ジェンダー体制』の規範や規則に求める」(江原 2001: 159-60) ことは説得的ではないとして、「ジェンダー秩序」を構造化する規則として「言語的諸規則」について論じている。

このような作業をおこなう理由を、江原は以下のように述べている。ジェンダー秩序を「構造化する構造」とみなすことにより、この概念が、「あたかもすべての『ジェンダー体制』の深層にある普遍的かつ不変的なパターンであるかのような位置づけを与えられて」(江原 2001: 159) しまう可能性があり、これではギデンズ理論が孕む『構造』概念のマジック・ターム化」という批判を生じさせることになる。

ここで江原がいう言語的諸規則とは『社会から隔離した言語』(言語体系)の規則」(江原

2001: 166)ではなく、広義には「社会成員として資格の認定に関わるような外見にかかわる規則や、礼儀や話し方などふるまいに関わる規則なども含む『象徴実践』『解釈実践』に関わる諸規則」(江原 2001: 163)を指すとす。本稿でのこれまでの考察を踏まえれば、こうした「実践」にかかわる規則は、「ジェンダー体制」の「規則」と深くかかわってくる。

しかし、江原は「言語的諸規則」と「ジェンダー秩序」の関連性を、以下のような言語表現を持ち出して説明する。たとえば、英語においても日本語においても、「人間=男」観、「女=性」観などジェンダーを表現する語彙が男女で非対称性である。「人間=男観」とは、英語の he が「人間についての総称としても使用できる」ため「人間が話題になっている時には男のイメージしか想起されない」こと、「女=性観」とは、「女を指す言葉が男を指す言葉に比べて否定的意味合いを与えられる傾向」(江原 2001:168-70)を指す。江原はこのように狭義の言語的諸規則を説明したうえで以下のように述べる。

こうしたパターンが、語彙体系・文法構造・言い回し・諸言説に見出しうるということは、「性別分業」や「異性愛」のパターンがかなり一般的な「ジェンダー秩序」であることを確認させてくれる。……第二に……こうした言語的諸規則があるということが、男女に「性別分業」パターン、あるいは「異性愛」パターンに則した社会的実践を規則的に産出させていく効果をもつ。(江原 2001: 175) [強調は山根]

この一節の前半では、「言語的諸規則」は「ジェンダー秩序」の例証としてとらえているが、

後半では「言語的諸規則」は、「ジェンダー秩序」を産出するものとされている。ここで上述の A～D の図式に加えて E)「言語的諸規則」が「ハビトゥス」と「ジェンダー秩序」を構造化するという図式が導入される。しかしこれでは、江原の意図に反して、言語的諸規則は、「ジェンダー秩序」と「ハビトゥス」を構造化する「深層構造」として位置づけられてしまう。このような議論を展開すると、なぜこうした言語的諸規則ができたのか、という「性支配の起源」をめぐる問いに答えなくてはいけなくなる。もちろん江原はこうした解釈は、過剰な読み込みだと反論するかもしれない。

何よりも、本稿がここでとりあげたい問題点は、江原がジェンダー秩序を構造化する規則を、「ジェンダー体制」の規則とは異なる規則に求めようとした点である。はたして江原がいう象徴実践や解釈実践をも含む「言語的諸規則」を、あえて「ジェンダー体制」における規則と区別する必要があるのだろうか。ある行為が効力をもつかどうかは、各「ジェンダー体制」の規則と密接に関係しているのではないだろうか。

5-2 「実践」における「資源」の位置づけ

上述したように江原は、ギデンズと異なり自分は「資源」という概念をたてることなく、「権力」を「他者を動員する力」と定義したい、と述べる(江原 2001: 107)。つまり、江原は「他者を動員する力」の差は、「資源」とは無関係に決定されると考えているようだ。これは江原が、「ジェンダー秩序」や「ハビトゥス」に、女性がより他者の要求を優先するという利他主義をとりいれたからであろう。

しかし、行為が効力をもつかどうかは、その文脈で有効な行為者の「資源」と密接に関係している。女性が、命令する権限をもつ社長であ

るときと、一般職であるときでは、男性社員がいる方向に書類を投げつけるという行為がもつ意味、効果も変わってくる。

ギデنزが述べたように、資源は「権力を行使する媒体であり、支配構造を再生産する媒体でもある」(Giddens 1979=1989: 98)。そして資源の配分のされ方、つまり社会的地位水準の格差は、各「ジェンダー体制」において決定されている。地位の格差が、各行為者の行為能力(権力)に与える影響について、江原も引用している木本喜美子は以下のように分析している(木本 2003)。

木本は、女性依存度が高く、かつ男女一括管理スタイルをとっている大型小売業を対象に、職場内の構造とそれに対する労働力供給側の応答の過程をとりあげ、職場内に男性だけがキャリアアップを志向するような職務の不均衡な配分が存在し、女性社員が労働組織への参加意欲をもちえない状況がうみだされていることを実証している¹³。

この分析で木本が強調するのは、こうしたマネジメントは、(女性と男性のハビトゥスによる実践がうみだしたものではなく)「男性がつくってきた職場の慣行の累積」(木本 2003: 90)であることだ。女性社員の抵抗は、「女性なんか上にはあげない」(木本 2003: 171)という上司や、女性社員の提案は却下する上司によって阻まれてしまう(木本 2003: 173)。そして「この組織に失望して退職した大卒女性は少なくない」(木本 2003: 173)。

このことは、江原が論じなかった「実践」と「ジェンダー体制」の「規則」の関係を明らかにする。行為に効力をもたせるための権限という資源が、男女間で不均衡に配分されている職場において、女性社員は「自己が目的とする事態に向けて、他者の実践を積極的契機として動

員しうる力」(江原 2001: 106)をもつことができない。つまり、ハビトゥスが「実践」を産出しているだけではなく、男女間の地位に格差をつけた「ジェンダー体制」が、「実践」の条件を産出している。江原の想定に反して、「ジェンダー秩序」(の構造化)と、「ジェンダー体制」の「規則」は切り離すことはできないはずだ。

5-3 性支配の循環論の射程

なぜ江原はジェンダー・ハビトゥスが「実践」を構造化している(結果として社会的地位水準における性支配を生産している)ことを強調する一方で、「ジェンダー体制」における「社会的地位の格差」が、「実践」の条件を産出していることを理論モデルにおいて明確に位置づけなかったのだろうか。江原は、この批判には以下のように答えるかもしれない。あらかじめ地位の格差を前提としてしまうことは、解明しようとしているものを説明変数にしてしまうことになる。つまり、「なぜ性支配が再生産されるのか」「性支配があるから」という説明をしてしまう。これでは「性別分業は…家父長制の存続を助長する家父長制の現れである」(Hartmann 1979=1991: 62)という家父長制論の同語反復と同じことになってしまう。

しかし、江原自身も、「社会慣習や社会制度」のあり方が、権力行使が成功するか否かを決定する(江原 2001: 107)と述べるとき、そうした先取りをしていたはずだ。「構造の二重性」モデルの「循環論」によって性支配を説明しようとした江原の試みとは、この同語反復テーゼの中身を分節化していく作業なのであったはずである。既存の性支配を与件とする先取りによって崩壊してしまうものではなかっただろう。

6 まとめ

本稿では、江原の性支配論のフェミニズム理論における意義（2節）を確認したうえで、ハビトゥス概念（4節）や、実践（権力）のとらえ方（5節）について、乗り越えるべき点を明らかにしてきた。第一に、江原が「他者がしてほしいことを望む」というジェンダー・ハビトゥスを想定し、これによって社会的地位の格差の再生産を説明した点である。学校や職場における社会的地位の格差を「利他的ハビトゥス」によって説明することは適切ではない。また、江原の「ハビトゥス」は、「ジェンダー体制」の規則に一致するものとして位置づけられており、行為者は完全にジェンダー化されている。こうした理論枠組みのせいで、実践や行為者の「選択能力」を、性支配を再生産する側面においてしかとらえられなかったことが、江原の理論が変動可能性を論じることができなかった理由であろう。

第二に、江原がジェンダー秩序やハビトゥスといった構造を構造化する構造を、「言語的諸規則」に求めた点である。「ジェンダー体制」の構造特性、すなわち権限や所有といった資源の配分の状態が「実践」を条件づけている側面が、江原の理論において適切に位置づけられていなかった。その意味で、江原は「相互行為水準の性支配」（ミクロな権力）と「社会的地位水準の性支配」（マクロな権力）を統合しようとしたが、それは単に、「社会的地位水準の性支配」を「実践」の結果として位置づけたにすぎなかった。

江原が述べるように、『性支配』が変わるには「さまざまな場所で、その時その時の状況に応じて、別のパターンの社会的実践を持続的に起こない続ける社会成員の実践が不可欠」（江

原 2001: 396）である。しかし一方で、「女としてふるまう（ジェンダー）」ことを促す（それ自体の実践の積み重ねである）社会的地位の格差（実践を規定するという意味での構造）の変革も同様に重要である。性支配の構造モデルをとおして、この二つのレベルでの変革の意義を明らかにすることが、フェミニズムにとって重要な作業だと考えられる。

注

¹ この論争を詳細に追ったものとして、木本（1995）第4章を参照。

² 同様の指摘は、ポスト構造主義の立場に立つ歴史学者スコットの文章にもある。「家父長制理論に立つ人々のはもっぱら女の従属に関心を集中し、男性にとっての女性支配の『必要性』によってそれを説明しようとしてきた」（Scott 1999=2004: 84）。

³ 江原の議論では「相互行為」と「実践」は同義と位置づけられているようだ。

⁴ 江原は1990年初頭に上野千鶴子との間で展開された「文化-物質論争」を振り返る論文では家父長制概念の問題をこう指摘している。「マルクス主義フェミニズムが結果として性別カテゴリーそのものに対する批判的考察を怠った……[マルクス主義フェミニズムに]再導入された『家父長制』という概念そのものは、ラディカル・フェミニズムが定式化したものであり……そこにおいては、男性が支配者であり女性は犠牲者であることが、自明視されている」（江原 1995: 15）。江原のカテゴリー還元主義への批判は、権力概念批判とも関係していると考えられるが、この点に関しては紙幅の関係で論じることができなかった。

⁵ ここで江原が主体と構造の二分法を乗り越える構造化理論を経由したうえで「行為体」ではなく、「ジェンダー化された主体」という概念を立てているこ

とも問題である。

⁶ コンネルの「ジェンダー秩序」は、江原の概念化とかなり異なる。何よりもコンネルはハビトゥス概念を使っていない。コンネルの理論構成は「構造」と「構造構成 inventory」の区別にある。江原が「ジェンダー秩序」と位置づけた「分業」「権力」「カセクシス」はコンネルの議論では主要「構造」にあたる。他方「構造構成」は、「家族」「国家」「街頭」という特定の制度（ジェンダー体制）にかかわる構造構成と、全体社会における構造構成の「ジェンダー秩序」に分けられる。コンネルによれば、「ジェンダー秩序」とは、「ジェンダーのマクロな政治関係の現況として動態的に定義」（Connell 1987=1993: 212）されるものである。たとえば、資本主義社会のジェンダー秩序とは（a）貨幣経済ならびに政治世界からの家族生活のジェンダー化された分離（b）高度に男性化された中心制度とそれよりもきめの粗い周辺制度などを指す（Connell 1987=1993: 236）。コンネルの「ジェンダー秩序」は「構造モデルをつうじて浮き彫りになる、構造化された現実」（訳者 408）であり、江原のような「構造化する実践のパターン」（構造化する構造）ではない。

⁷ コンネルはジェンダー秩序を女性が「経済的に報われない仕事」をすることに見出したが、それに対し江原は活動のパターンを「活動に対する報酬」によってのみ把握するのは論理の飛躍であるとする（江原 2001: 128）。

⁸ 江原は、「ジェンダー秩序」が「ジェンダー体制」を構造化する例として、男性を「活動の主体」としてみなす「ジェンダー秩序」のパターンは、「活動の成果は男がとる」という傾向を生み出し、「物を思いのままにしうる権利（いわゆる（所有）の男女間の格差）」という構造特性を産出することをあげている（江原 2001: 133）。すなわち「ジェンダー体制」における所有の格差は「社会的地位水準の性

支配」として位置づけられている。

⁹ 周囲の期待に応えようとして女性が教育を受けない判断をしたことを利他的と解するならば、周囲の期待に応えるために教育を受ける男性も同様に利他的ということになる。何をもちいて利他的ととらえるか、その基準は曖昧であり、マジックワード化しかねない。利他性をめぐるジェンダーの社会化理論への批判は山根（2005）を参照。

¹⁰ 江原は第7章以降では「ジェンダー・ハビトゥス」と記述しているので、本稿でもこれを採用する。

¹¹ もちろんあらゆるジェンダー体制における共通性を見出すことも不可能ではない。あるカテゴリーが優位な秩序のもとでは、より従属しているカテゴリーの人々のほうが他者の期待や要求に対し配慮するという傾向はあるだろう。しかし江原はあえてコンネルが提示した権力関係を「構造」からはずし、構造を「性別分業」と「カセクシス構造」に限定してしまっている（江原 2001: 124 参照）。

¹² もちろん階級という変数も重要である。ブルデューは贅沢趣味と必要趣味の区別について言及する際に、女性にとって子どもをもつことや仕事をするものの意味が、労働者階級と特権階級とで異なることを指摘する。前者の女性にとっては「仕事はひとつの強制」であるのに対し、後者の女性にとっては「ひとつの選択」であり「女性の就業率は夫の身分が高くなっても減少することはない」（Bourdieu 1979=1990: 273）。江原の議論では両者の実践の質的な違いが考慮されず、たとえば、専業主婦になることを、同じ「他者の世話をする」ハビトゥスの結果として理解してしまう可能性がある。

¹³ もちろん木本は、女性社員のハビトゥスにも言及している。女性がキャリア形成よりも「結婚」を希望し、昇進意欲が低いのは、「彼女たちの入社以前や入社当初の仕事規範やジェンダー規範のあり方から影響を受けていることは否定しえない」（木本 2003: 78）、と。しかし木本の分析にもとづけば、

職場の慣行によってはこうした「ハビトゥス」が 変更される可能性がある。

文献

- Adkins, Lisa, 2005, "Reflexivity: Freedom or Habit of Gender?," Lisa, Adkins and Beverley Skeggs, eds., *Feminism After Bourdieu*, Oxford: Blackwell.
- Bourdieu, Pierre, 1979, *La distinction*, Paris, Minuit. = 1990, 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン 1』藤原書店。
———, 1980, *Le sens pratique*, Paris: Minuit. = 1988, 今村仁司・港道隆訳『実践感覚 I』みすず書房。
———, 1987, *Chose dites*, Paris: Minuit. =1991, 石崎晴己訳『構造と実践——ブルデュー自身によるブルデュー』藤原書店。
- Butler, Judith, 1997, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, London: Routledge. = 2004, 竹村和子訳『触発する言葉——言語・権力・行為体』岩波書店。
———, 1999, "Performativity's Social Magic," Richard Shusterman ed, *Bourdieu: A Critical Reader*, Oxford: Blackwell, 113-28.
- Connell, Robert, W., 1987, *Gender and Power: Society, the Person and Sexual Politics*, Oxford: Basil Blackwell.=1993, 森重雄・菊池栄治・加藤隆雄・越智康詩訳『ジェンダーと権力——セクシュアリティの社会学』三交社。
- 江原由美子, 1995, 『装置としての性支配』勁草書房。
———, 2001, 『ジェンダー秩序』勁草書房。
- Giddens, Anthony, 1979, *Central Problems in Social Theory*, London: Macmillan. = 1989, 友枝敏雄・今田高俊・森重雄訳『社会理論の最前線』ハーベスト社。
- Hartmann, Heidi, I., 1979, "The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards a more Progressive Union," Lydia Sergent, ed., *Women & Revolution*, London: Pluto Press, 1-42. =1991, 田中かず子訳『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房。
- 亀田温子, 1993, 「学校とジェンダー」宮島喬・藤田英典編『文化と社会』放送大学教育振興会, 119-126.
- 木本喜美子, 1995 『家族・ジェンダー・企業社会——ジェンダー・アプローチの模索』ミネルヴァ書房。
———, 2003 『女性労働とマネジメント』勁草書房。
- 木村涼子, 1990, 「ジェンダーと学校文化」長尾彰夫・池田寛編『学校文化』東信堂。
- Lewis, Jane, 1985, "The Debate on Sex and Class," *New Left Review*, No.149: 108-120.
- McNay, L., 1999, "Gender, Habitus, and the Field: Pierre Bourdieu and the Limits of Reflexivity," *Theory, Culture and Society*, 16(1): 95- 117.
- Millet, Kate, 1970, *Sexual Politic*, New York: Doubleday. = 1985, 藤枝濤子・横山貞子・加地永都子・滝沢海南子訳『性の政治学』ドメス出版。
- 大沢真理, 1993, 『企業中心社会を超えて——現代日本を〈ジェンダー〉で読む』時事通信社。
- Scott, Joan, W., 1999, *Gender and the Politics of History*, Revised Edition, Columbia University Press. = 2004, 荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』平凡社。

盛山和夫, 2000, 『権力』 東京大学出版会.

Sokoloff, Natalie, J., 1988, "Contributions of Marxism and Feminism to the Sociology of Women and Work." Ann Helton Stromberg and Shirley Harkess eds., *Women Working: Theories and Facts in Perspectives*, Mountain view: Mayfield Publishing. =1994, ホーン川嶋瑤子訳「マルクス主義とフェミニズムの『女性と労働の社会学』への貢献」『日本女性ジャーナル』 16, 110-130.

山根純佳, 2005 「『ケアの倫理』と『ケア労働』——ギリガン『もうひとつの声』が語らなかったこと」『ソシオロギス』 No.29, 1-18.

※本稿は、文部科学省研究費補助金による研究成果の一部である。

(やまね すみか、日本学術振興会特別研究員、sumikamm@nifty.com)

(査読者 富田和幸、北村文)

Habitus and Sex Division of Labor Thinking of "Gender Order"

Yamane, Sumika

Yumiko Ehara's recent theory of sex dominance proposes a new important theoretical model of sex dominance, which incorporates the theory of reproduction by Pierre Bourdieu and the structuration theory by Anthony Giddens. However, the theory is incomplete as the theory of sex dominance. She thinks that practices which based on gender habitus produced by sex division, reproduces "disparities of social status between men and women." And she thinks that "rules" which structure "practices" are "linguistic rules" and not rules of "fields (champ)." Because of these characteristics, this theory cannot explain the mechanism of reproduction of sex dominance through distributions of "resources" in the "work place" (i.e. rules of the field), without effects of gender habitus. We must understand not only the significance of habitus but also unequal distributions of resources and disparities of social status between women and men as regulative factors of practices.